

産業廃棄物処理計画書

2023年 7月 12日

埼玉県知事
大野 元裕 殿



提出者

住 所 埼玉県秩父郡横瀬町横瀬7番地
氏 名 秩父石灰工業株式会社
取締役社長 坂東秀隆
電話番号 0494-22-2570

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	秩父石灰工業株式会社 武甲工場
事業場の所在地	埼玉県秩父郡横瀬町横瀬7番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業・石灰製造業
②事業の規模	売上 7,750,509千円
③従業員数	120人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1)汚泥→セメント原料化(委託)→セメント製品として再利用(委託) 2)廃プラスチック→破碎(委託)→代替燃料として再生利用(委託) →焼却(委託)→造粒固化し再生利用(委託) 3)木くず→破碎(委託)→代替燃料として再生利用(委託) 4)がれき類→分級し再生利用(委託) 5)燃えがら→コンクリート固化(委託)→最終処分場埋立処理(委託) 6)廃アルカリ→中和(委託)→管理型埋立(委託)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物統轄責任者
常務取締役工場長

社内規格委員会

産業廃棄物管理責任者 製造部生産管理課 課長

廃棄物管理担当課
総務部総務課

廃棄物管理担当課
製造部生産管理課

廃棄物管理担当課
製造部選鉱課

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	燃えがら
	排出量	10,99 3.28t	35.12t	0t	23.51t	21.96t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥を固化材原料として再生利用を検討。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	燃えがら
	排出量	10,00 0t	30t	0t	20t	20t
	(今後実施する予定の取組) ・同上取組の継続実施。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	燃えがら
	全処理委託量	10,99 3.28t	35.12 t	0t	23.51t	21.96t
	優良認定処理業者への処理委託量		16.28t			
	再生利用業者への処理委託量	10,99 3.28t	35.12t	0t	23.51t	21.96t
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物処理管理基準に基づいて、業者を選定し契約している。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	燃えがら
	全処理委託量	10,000t	30t	0t	20t	20t
	優良認定処理業者への処理委託量		10t			
	再生利用業者への処理委託量	10,000t	30t	0t	20t	20t
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業者の処分場を定期的に視察し適正に処理されていることを確認する。 					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。